建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成30年5月10日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

- (1) 建築協定の名称 京都市右京区太秦御所ノ内町地区建築協定
- (2) 申請者の氏名別府 忠憲
- (3) 建築協定区域 京都市右京区太秦御所ノ内町1番地の2ほか計197筆
- (4) 建築協定区域隣接地 京都市右京区太秦御所ノ内町1番地ほか計134筆
- (5) 建築協定の事項建築物の用途
- (6) 協定の期間10年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年5月10日(木)から同月30日(水)まで (ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。)

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局建築指導部建築指導課(北庁舎2階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成30年6月6日(水)午前10時30分から午前11時30分まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局西会議室(北庁舎2階)

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長。高木 勝英

(都市計画局建築指導部建築指導課)